を 改 正 す

る

条

例

右	
の	
議	江
案	戸
を	Ш
提	X
出	営
व	住
る	宅
0	条
	例
	の
	_
	部
	を
	改
	正
	の議案を提出する

=	出	
月	す	
二 月 二 十	ー す る	
+	0	
日		

提 出

者

2 う 第 に 七 条 し る 条 が 第 書 江 第 の 条 前 定 第 日 第 に 頂 第 + 収 で 項 に 中 + 以 六 改 戸 \neg 第 使 ᆫ 第 兀 λ 定 ょ 用 条 正 Ш 江 の 項 \neg _ 後 戸 + 条 に 規 + 者 第 す \overline{X} の 項 め る の 請 条 の _ 下 五 第 基 定 報 兀 次 求 第 六 営 Ш る $\overline{}$ 最 る づ に 条 の لح に 告 条 省 に を 初 項 住 \overline{X} _ 第 こ 次 営 _ 下 項 き か の の 令 項 の 第 宅 中 ろ 若 に か 規 第 の 中 \equiv 兀 条 請 を 住 号 宅 L 項 近 に わ 求 定 八 月 例 \neg \neg \neg _ Ξ < 若 に に 条 中 条 第 傍 ょ 5 項 報 第 $\overline{}$ + は を し + 同 1) ず 応 ょ で を 告 + _ 平 例 じ 第 種 る \neg < _ 定 の 五 小 成 加 の 当 収 学 + 第 は 条 の 省 る め え 請 条 日 こ + 第 第 る る 第 兀 部 項 住 令 該 λ 求 ま 校 0 \equiv を 年 六 _ 宅 第 使 لح に 者 _ で 就 を _ 学 を 条 頂 項 の 九 用 が 関 に 項 の Ξ 改 _ _ 間 第 家 条 者 す 限 の 正 困 に 月 に す を 賃 で **ത** 難 る る 改 江 の を 始 戸 以 め 期 る 第 項 加 下 定 X な 報 あ _ _ え に 下 め 営 事 告 第 る に Ш 条 第 _ _ + に +達 \neg で る 住 情 を 同 \overline{X} 例 + 七 改 若 に 六 に す 条 定 方 宅 す 条 条 条 め 令 L め 法 る 七 第 改 る 例 の あ _ 第 第 第 < る に 使 る こ 条 第 め ま

第

 \equiv

項

_

を

加

え

る

十

条

_

を

 \neg

令

第

十

_

条

は

第

頂

_

を

 \neg

第

+

こ

لح

が

で

ㅎ

る

ょ

1)

把

握

L

た

当

該

使

用

者

用

料

を

毎

年

度

令

第

同

条

第

頂

中

_

第

+

条

頂

ᆫ

ഗ

下

に

_

若

L

<

は

+ — 号 **ഗ** 部 を 次 **ത** ょ

で

 \odot

ᆫ

を

 \neg

+

八

歳

に

達

す

る

- 2 -

لح

認

め

る

لح

き

は

 \overline{X}

튽

は

لح

及

び

法

第

Ξ

+

兀

条

ഗ

規

第

 \equiv

頂

に

お

11

て

同

じ

頂

を

同

条

第

 \equiv

頂

لح

L

同

項

ᆫ

に

改

め

同

項

た

だ

び 3 Ξ 杳 第 \equiv 会 方 頂 が 関 頂 第 第 第 第 第 第 定 第 第 第 _ _ Ξ _ _ 兀 \equiv め 法 \equiv す 項 + + の 木 使 を + + 頂 + + る に 頂 規 難 る 用 + 九 八 ح 同 の _ 条 条 L١ 九 こ 者 規 五 条 条 ょ に 定 な 報 条 七 中 に 第 う 条 لح 1) ょ 事 告 が 第 条 定 条 第 第 に に 改 第 が 把 1) か 情 を 第 兀 第 第 = め 項 _ で 握 準 に す _ 項 ょ 項 の か 項 各 る 中 頂 き し る 項 لح 項 IJ 項 中 中 用 わ あ こ 号 把 \neg を 中 る た す 5 る の し 中 中 \neg 0 _ 当 _ る ず لح لح 規 第 加 \neg 握 第 第 _ え 江 該 同 認 及 定 同 第 し 前 + + を び る 戸 使 当 + 削 十 条 め に 条 た 条 — 条 ᆫ 七 用 る Ш 第 該 る 法 該 第 五 収 の 条 _ _ _ 条 当 X 者 使 لح 第 条 λ 報 を _ 第 \equiv 告 営 の 頂 用 き す 項 第 を \neg _ 住 収 で 者 は 十 る の を \neg 第 + 項 宅 定 兀 場 次 λ の 項 加 の 第 ᆫ + に に _ え 下 高 め \overline{X} \overline{X} 条 合 額 基 に る に 条 を る 営 長 **ത** 次 を づ _ 条 _ _ 所 لح 住 は 規 お **ത** _ こ _ 第 得 に き 宅 定 L١ _ 第 =` 3 者 第 に 項 + 改 の て 第 に + 項 審 + ょ 第 六 改 近 に 使 を め \equiv 並 查 傍 ょ 用 _ る 加 条 め る

第 兀 + \equiv 条 第 — 項 中 _ 江 戸 Ш \overline{X} 営 住 宅 高 額 所 得 者 審 查 会 び に 以 第 下 + \neg 審 七 条 査 会 第 _ لح 頂 L١ 及

会

ᆫ

の

下

に

 \neg

 $\overline{}$

以

下

_

審

同

種

の

住

宅

の

家

賃

以

下

で

1)

省

令

第

九

条

で

定

め

る

料

を

毎

年

度

令

第

八

条

条

第

頂

ഗ

規

定

及

び

前

=

報

告

ത

請

求

に

応

じ

る

こ

لح

+

兀

条

に

規

定

す

る

収

λ

に

え

る

第

項

ᆫ

に

改

め

同

条

第

条

第

頂

又

は

第

+

七

条

る

う 別 表 _ 中 _ を 八 審 查 戸 会 _ を _ に + 改 八 め 戸 る ᆫ

0

に

戸

_

を

+

戸 ᆫ

に

Ξ

五

戸

_

を

Ξ + 五 戸 _ に 改 め る

付 則

こ の 条 例 は ` 公 布 の 日 か 5 施 行 す る

た 営 収 住 公 宅 λ 営 に λ 住 居 基 宅 法 づ 者 が き $\overline{}$ 収 昭 X λ 和 営 の + 住 申 告 六 宅 の を 年 使 す 法 律 用 る こ 第 料 を لح 百 等 九 決 が + 定 \equiv す ١J 木 難 号 る こ な $\overline{}$ ۲ 場 の 合 が 改 で に 正 き は を ` る 踏 こ ま 調 لح 查 え لح 等 す に 認 る ょ 知 ほ IJ 症 把 か 等 握 の

定

を

整

備

す

る

必

要

が

あ る

の

で

本

案

を

提

出

た

し

ま

す

規

U

X

説

明

- 4 -